模写漫談・踊り
須藤圭子 民謡・歌謡ショー
～お楽しみください～

9月15日 敬老会

9月15日敬老の日、町体育館で、町内在住の70歳以上の方を招待し、敬老会を開催します。

敬老会式典の後、模写漫談の若手ホープ**北口幹二彦**さんの司会で、**須藤圭子**民謡・歌謡ショー、その他ボランティアによる踊り等が披露されますので、楽しみにお待ちください。

8月中旬頃に町から対象者の方々へ案内状をお送りします。

▶須藤圭子さん

▼模写漫談の若手ホープ北口幹二彦さん

交通事故にあった時 国保係へ届けていますか？

（交通事故にあったらすぐ国保係へ届け出てください）

みなさんを一瞬にして不幸に陥れる交通事故、くれぐれも気をつけてください。もし万一、不幸にも交通事故にあったら国保係に届け出てください。

交通事故の被害者は本来治療費を加害者から支払ってもらって、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれないという場合などのときには国保で治療を受けることができます。でもその場合、**国保からの給付はあくまでも一時的に治療費をたてかえるわけですから国保を使う場合は必ず届出が必要**になります。

（安易な示談はしないこと）

加害者と被害者が示談書を交わす場合、示談の内容には十分気をつけてください。被害者自身が思いがけない治療費を支払う結果となります。

示談をする時＝まず国保係に連絡してください。示談は慎重に後遺症ということもあります。

国保係 ☎㉞1158

税のプロムナード

生命保険と税

妻「子供も生れたことだし、あなたの生命保険金額を増やそうかしら」

夫「それは、いい考えだね。だけど、生命保険金の満期、解約、死亡のときの受取金は税金の対象になるんだよ」

妻「えっ、そうなの」

夫「満期、解約、死亡の場合によっても違うけど、保険契約者（保険料負担者）、被保険者、保険金受取人が誰かによっても違ってくるんだよ」

妻「複雑なのね」

夫「例えば、被保険者が妻で、保険契約者（保険料負担者）、保険金受取人が夫の場合は、満期、解約、妻の死亡によるどの受取金でも、夫の一時所得として課税されるんだよ」

妻「そうなの。じゃあ、税金はどうやって計算されるの？」

夫「〔受取保険金－（支払保険料の総額－分配を受けた剰余金）－一時所得の特別控除額〕が、一時所得の金額になり、給与所得など他の所得と総合して税金を計算することになるんだ」

このほか、生命保険の受取金は、贈与税、相続税の対象となることもあります。

そのケースによって違ってきますのでご相談ください。

問合せ 銚子税務署 ☎0479㉒1571
役場税務課☎㉞1211

町職員募集

受付期間　8月3日(月)～8月14日(金)

職種	採用予定人員	受験資格
一般行政職 上級	若干名	昭和39年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
一般行政職 初級	若干名	昭和46年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者で、学歴を問わない。
図書館司書職	若干名	昭和39年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者で、図書館司書の資格を有する者及び平成5年3月31日までに資格取得見込の者。

＊試験実施案内・申込書などについては役場で配布いたします。
問合せ・申込み　役場総務課庶務係　☎㉞1211

8月31日(月)は、町県民税第2期分・国民健康保険税2期分の納期です